

# 北海道社会福祉審議会条例

平成12年3月29日

北海道条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会の名称は、北海道社会福祉審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(調査審議事項の特例)

第7条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるものとする。

(幼保連携型認定こども園に関する調査審議)

第8条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関とし、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第11条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

(委員長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。